

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
通信政策特別委員会（第16回）
事業者ヒアリング ご説明資料**

2024年9月10日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

これまで開催された公正競争ワーキンググループ、ユニバーサルサービスワーキンググループでの議論で整理された各論点を踏まえ、改めて当協会の意見を申し上げます。

＜公正競争WG＞

まとめ

1. NTT東西殿のISP事業は今後とも禁止すべき
(①公正競争への深刻な影響、②地域社会への深刻な影響)
2. 活用業務の判断は厳格に行われるべき
3. NTT東西殿の合併は公正競争の阻害につながる
4. 公正競争に影響を及ぼすNTTグループの統廃合を禁止すべき
5. 光サービス卸の規律を強化すべき

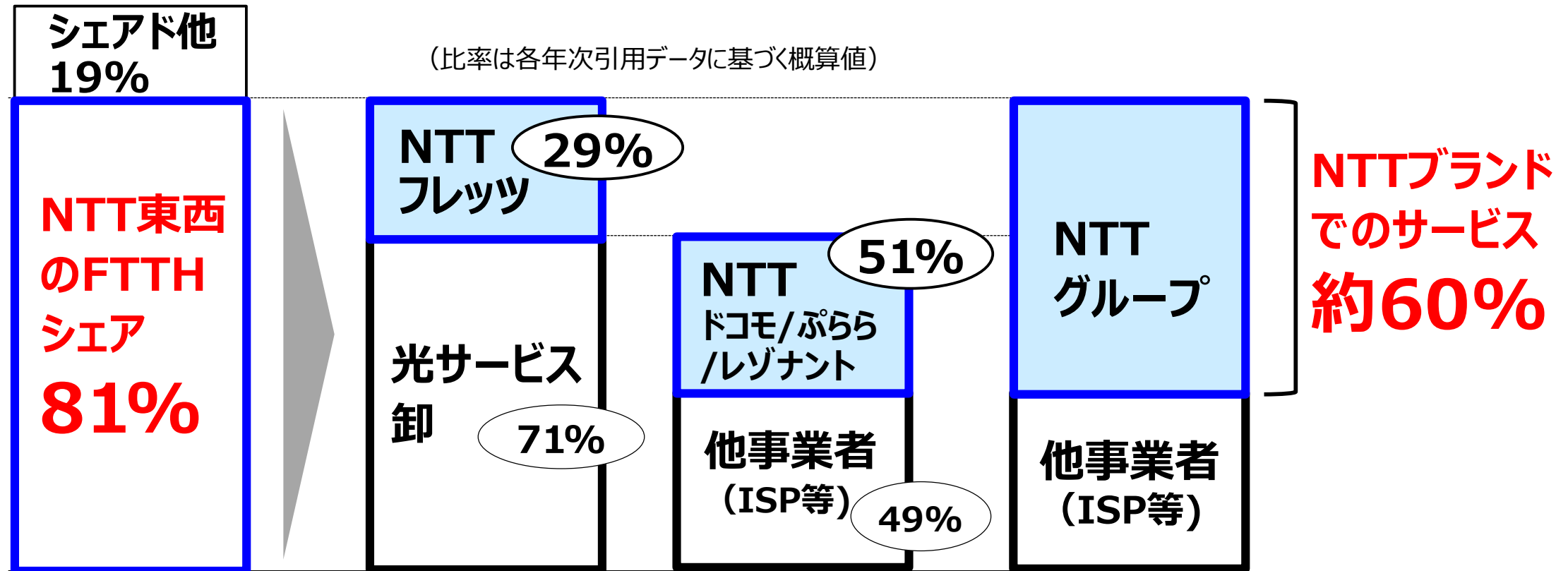
＜ユニバーサルサービスWG＞

ユニバーサルサービスについて

- ◆ ユニバーサルサービスの責務は固定電話からブロードバンドを軸とした制度に移すべきです。
- ◆ 現在でもNTT東西がカバーしないエリアは存在するも、ブロードバンドのユニバーサル責務はNTT東西が最終提供義務を担う事が適当と考えます。
- ◆ 実施にあたっては基本的 3 要件（不可欠性、低廉性、利用可能性）と全国地域や離島および中山間地域等の要望を勘案の上、経済合理性のみの判断で地方がサービスエリアから外されることのないよう議論されるべきと考えます。
- ◆ とはいえ電話のニーズはあり、特にビジネスでの法人利用者は0ABJに対するニーズは強く、地域識別性の観点より制度として保証すべきと考えます。

NTT東西殿のFTTHシェア、自社サービスの内訳

NTTグループはFTTH市場シェアで**81%**、内訳としてフレッツおよび自グループへの光卸により自社ブランドでも**約60%**、約半数の市場シェアを保有。



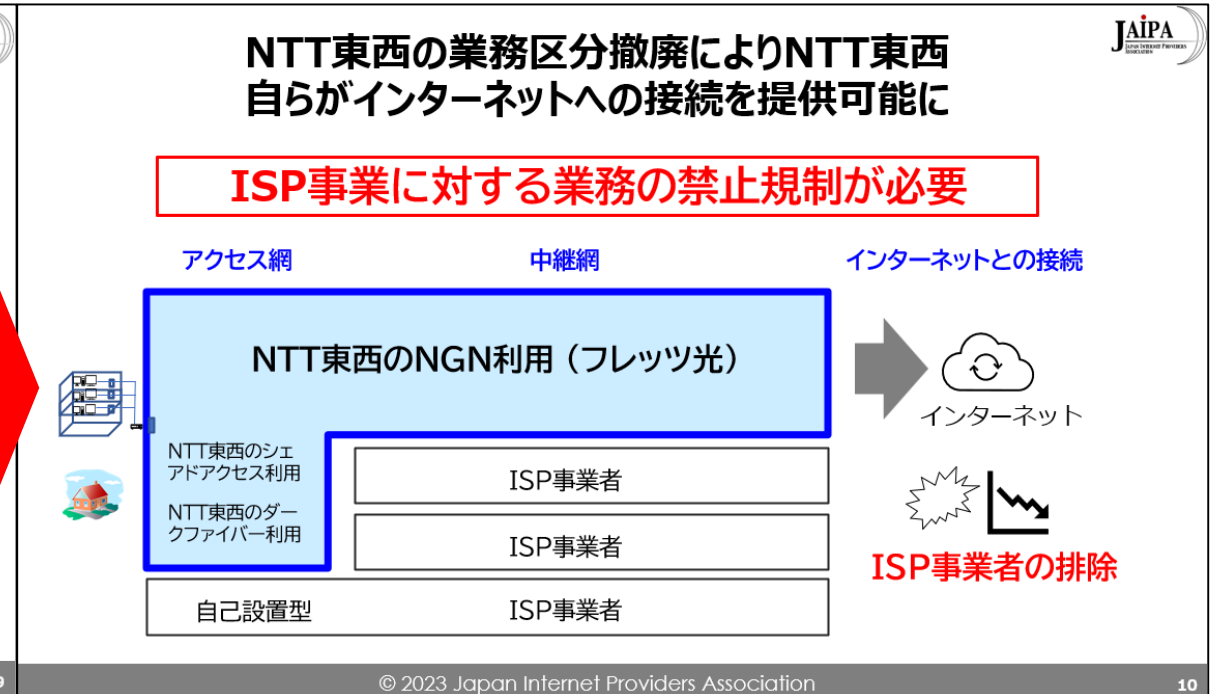
電気通信事業分野における市場検証
(令和4年度) 年次レポートP129

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況(令和2年度)について(報告)P12より

https://www.soumu.go.jp/main_content/000766287.pdf

NTT東西殿のISP事業は引き続き禁止すべき

NTT東西殿の業務範囲における論点整理では公正競争に重大な影響を与えるISP業務は引き続き禁止すべきとの多くのご意見、またNTT殿もISP事業への進出を行う考えはない事を表明しているも、**NTT東西殿のISP事業禁止が今後とも明示的に規定される事が必要**と考えます。



地域社会において公正な競争環境は極めて重要

地域事業者は市場競争においてNTT東西の強大なブランド力・営業力への対応において常に劣後しております。現在は取引先などにきめ細かなサポート等を行ない事業を維持するも、事業の根幹はあくまで通信であり、ISP事業が淘汰されてしまうとサポート業務等のみで経営を維持・存続するのは困難です。

② 地域社会への深刻な影響



- 地域ISPは住民や地域企業に必要とされる技術やサービスを提供し地域の発展に寄与
- 自動車販売店は都市部だけでも良いが修理工場は全国各地に必要不可欠な存在

1) NTT東西がフレッツ光環境を整備しなかった地域での光接続サービスを提供

- ・ 不採算を理由にNTT東西が光やADSL接続サービスをしていないエリアに独自提供

2) ネットワーク技術を持つ地域人材としての役割

- ・ ISP事業で培った技術及び24H365日運用体制を活かしたサービス提供・サポート
- ・ 地域創生や街おこしをICT技術面からサポートする人材の育成及び雇用維持
- ・ 自治体保有の光回線や関連施設ネットワークの活用提案及び構築など
- ・ GIGAスクール用ネットワークの24時間運用管理(トラフィック分析など)
- ・ 災害時、緊急時等に現場で各通信サービスの復旧、現地で必要な情報収集・発信

活用業務の判断、検証は厳格に行われるべき

公正競争の検証は事後的なチェックが基本であるべきとの議論を理解いたしましたが、地域事業者は経営基盤が脆弱であり、事後検証の前に経営が行き詰ってしまっては公正競争が成り立ちません。実施判断においては**より丁寧な事前の実情の把握、および地域事業者への影響を勘案した検証方法**が検討されるべきと考えます。

2. 活用業務の判断は厳格に行われるべき



- NTT東西殿の活用業務、地域支援に向けたトータルソリューションについては**本来業務や公正競争の確保に影響を及ぼさない事が大前提**です。
- 地域ISPは通信以外にソフトウェア開発・運用代行等、地域顧客ニーズに基づく多様な事業を運営しておりますが、その多くの経営基盤は脆弱で収益水準も高くありません。NTT東西殿のトータルソリューション等が**強大なブランド力で展開されると**、地域の市場を席捲し、ひとたび淘汰されると**地域人材は流出**し、地域でのメンテナンス不可、その後の各種サービスコストの上昇など**地域経済の空洞化**つながる点は留意が必要です。

公正競争に影響を及ぼす合併等を禁止すべき

大きな市場支配力を有する**NTT東西殿の合併**は論点で議論されている通り、公正競争に与える影響が極めて大きいと考えられ**禁止されるべき**と考えます。同様に**NTT東西殿とドコモ殿の合併**、およびNTT東西殿が実質的にISP事業に参入できるような合併等は**禁止されるべき**と考えます。

3. NTT東西の合併は公正競争の阻害につながる

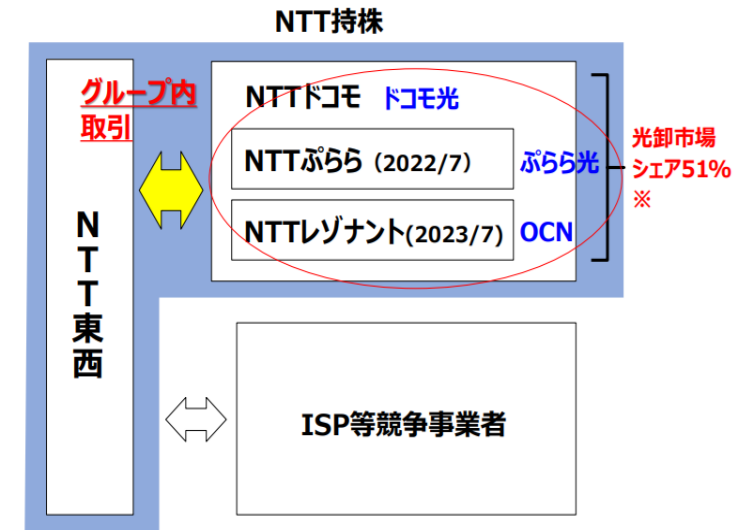


- 市場支配力を有するNTT東西が統合されれば、ブランド力を生かした営業活動、規模の経済によるコスト優位性のもと、**競争事業者に深刻な影響**が生じる可能性が極めて高く、公正競争上大きな懸念があります。
- 地域ISPによると現場の課題・要望などの声はNTT殿東京・大阪本社に届いておりません。これはNTT東西殿と当協会の協議の場でも確認されています。要望事項も中々改善されず、特にFTTHの工事遅延では工事に1年近く待たされるなど**地方におけるサービス低下は著しい状況**であり、利用者へのサービス品質に影響が生じています。
- NTT東西殿が合併すればISPとの公正競争が維持できず、国民の利便性、利益が損なわれる事からNTT東西の合併は禁止されるべきと考えます。

NTT東西殿とドコモ殿の合併で危惧されること



NTT東西にISP禁止を課してもISPを提供しているNTTドコモと合併すると、**NTT東西を含む合併企業がISP事業を行なう事が可能となってしまう**



※NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況(令和2年度)について(報告)P12より
https://www.soumu.go.jp/main_content/000766287.pdf

光サービス卸の規律強化について

光サービス卸は「接続料算定等に関する研究会」にてNTT東西殿の自己検証を基に卸料金の適正性の検証が行われているが、NTT東西殿に価格支配力や市場価格の決定力があり、また接続との代替性が不十分である状況です。光卸に関しては規律の強化が必要と考えます。

FTTHにおける卸と接続の違い



② 光サービス卸の規律は接続よりも緩和されている

	FTTHの接続	FTTHの卸（一種指定設備卸）
制度	接続応諾義務あり	卸提供義務あり
約款	認可約款（公表）	保障契約約款（相対取引可）
料金	接続料は約款で明示	卸料金は非公表
料金の適正性	総務省令で定める方法により算定	NTT東西による自己検証（結果のみ公表、検証された内容の数値は研究会構成員限り）
禁止行為規制	接続関連情報の目的外利用・提供および各種不当な取扱いの禁止	競争阻害的な料金の設定や不当な差別的取り扱いなどに留まる
法令根拠	電気通信事業法と関連省令（施行規則、接続会計規則等）	サービス卸ガイドライン（電気通信事業法上問題となる行為を整理・類型化）

光サービス卸については前述の通り、

- ① FTTH市場で圧倒的な比率を占めており、
 - ② その規律は接続よりも緩く、
 - ③ 適正性の検証はNTT東西の自己評価がベースであり、
 - ④ 総務省研究会においては継続検証し、必要に応じ再検討すべきとの見解
- 卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があります。**

光卸の規律強化が必要

- 光サービス卸は接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきと考えます。
- 光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化※が検討されるべきと考えます。

※卸と同一の形態でISPが料金設定権を持つ接続メニュー 平成30年1月23日接続料の算定に関する研究会（第11回）資料11-3 で当協会が主張

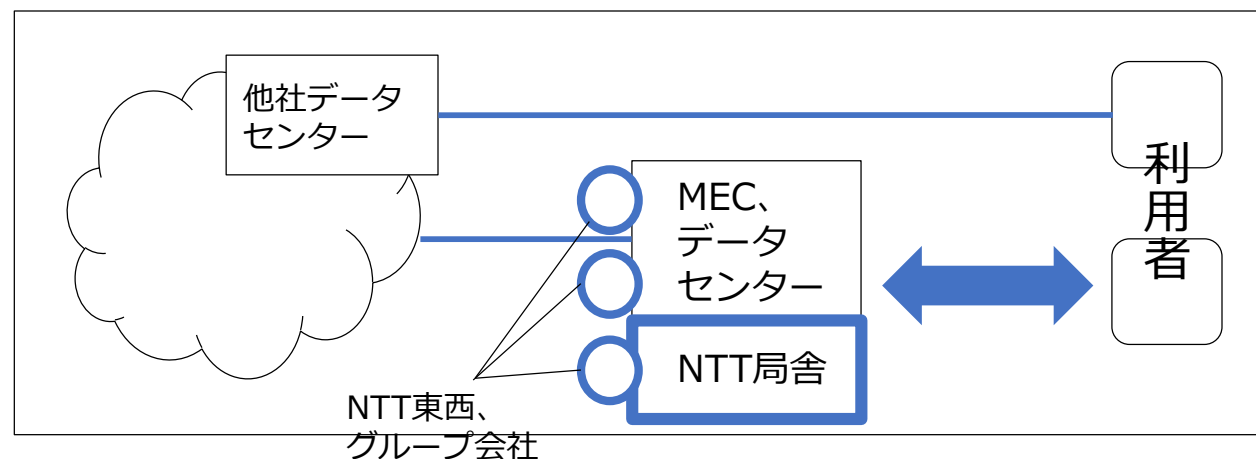
NTT殿の累次の競争条件について

公正競争を構造的に維持していくべく、**法的な位置付けを与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか確認して行くことが必要**と考えます。

今後データトラフィックの変化や5Gの進展といった環境変化により、例えば活用業務においてNTT東西殿の局舎のMECとしての事業機会や線路敷設基盤等を活用した新たな事業機会においては、**グループ外事業者にも同等な事業機会および条件**が与えられるべきと考えます。

仮に活用業務の実施が事前届出から事後的なチェックに緩和された場合、公正な競争が損なわれることが無いよう、累次の競争条件を法的に担保する必要性が高まると考えます。

例) NTT局舎内にMEC・データセンターが構築された場合、



- ・ 構造的に競争劣後する他事業者がNTT局舎の利用、および同等条件での構築を妨げる懸念
- ・ グループ企業間でのノウハウや局舎に関する情報等の共有により公正競争条件が担保されない懸念

⇒ 「各種取引条件等の公平性の確保」
「在籍出向の禁止」が必要

ブロードバンドのユニバーサルサービス

ユニバーサルサービスについては、不採算地域と都市部での料金格差が生じないよう低廉性が担保される方向での整理を要望すると共に、不可欠性および利用可能性についても、過疎・中山間部・不採算地域など**地域の実情に沿ったインフラ構築**に向け方針が整理されるよう要望します。

非居住地域においても通信インフラは必要

- ◆ 集落が点在している地域の住民は、地域間の移動時の道路においては通信がないと安全に暮らせず、**非居住地域であっても通信インフラは必要**です。
- ◆ 農業はもとより、林業や漁業においても通信インフラは人が住んでいるかどうかに関わりなく必要です。
- ◆ この1,2年、日本へのリピート観光客は有名な観光地ではなく、よりマイナーな観光地を探し求めて移動するなど、豊かな自然環境を有する地域は新たな観光の可能性を呈してきておりますが、古き良き日本の伝統文化を残している地域の多くは人口減少地域です。
- ◆ 格差社会と言われる現代、資本の再分配としての通信環境整備は**国家の健全な成長にとっては必須項目の一つ**と考えます。

回線と局舎、その他設備に関して

- ◆ 過疎、中山間地域においては、単に光ファイバー網だけでなく、附属装置を設置する局舎や電源等についても同じコスト面で大きく不利になります。
- ◆ 日本国中、快適な通信環境を提供するためには、回線だけの問題ではなく附属する設備の適切な配置も必要です。
- ◆ 東京一極集中という極端なネットワークポロジを矯正し、GIGAスクールやリモートワークが偏狭な地域でも快適に利用出来る事が国の安全保障、強靱化にも資する事となります。
- ◆ 衛星については経済安全保障上の懸念もあり、現時点でこれをユニバーサルサービスとして位置付けるのは時期尚早です。

社会基盤として産業発展に資するインフラ整備を

ユニバーサルサービスにおいて基本となる要件を満たした上で、地域の核となる拠点に対しては各産業・社会の要請に応える品質の通信インフラの提供が重要と考えます。

「学校のネットワークの現状について(文部科学省)」より抜粋

当面の推奨帯域を満たす学校数

3

- 全校の簡易測定結果※1と照らし合わせ、一定の仮定※2の下で推計すると、**当面の推奨帯域を満たす学校は2割程度※3**。
- 特に学校規模が大きくなるほど当面の推奨帯域を満たす学校の割合が少なくなる傾向。

学校規模別の当面の推奨帯域		簡易測定結果	
児童生徒数	当面の推奨帯域(Mbps)	回答学校数(割合)	当面の推奨帯域を満たす学校数
～60人	～108	3,985校(13.2%)	3,258校
61人～120人	161～216	3,450校(11.5%)	1,486校
121人～180人	270～323	2,798校(9.3%)	520校
181人～245人	377～395	2,705校(9.0%)	306校
246人～315人	408～422	2,901校(9.6%)	201校
316人～385人	437～453	2,817校(9.4%)	215校
386人～455人	468～482	2,515校(8.4%)	131校
456人～560人	496～525	3,023校(10.1%)	174校
561人～700人	538～580	2,785校(9.3%)	127校
701人～840人	594～633	1,728校(5.7%)	56校
841人～	647～	1,382校(4.6%)	29校
合計		30,089校	6,503校(21.6%)

- ※1 文部科学省調査(令和5年11月)速報値による。調査対象は、公立小中高(分析にあたっては、固定回線の簡易測定結果を対象とし、明らかなエラーと思われる値を除外)。
- ※2 帯域の目安は、学校のネットワークの入口における水準である一方、簡易測定は教室のアクセスポイントに接続して計測したものである。アクセスポイントに接続しての計測は入口に比べて低い値となるため、簡易測定結果は、実測値に一定の仮定をおいて算出したもの(簡易測定結果 = 実測値×1.4)。
- ※3 当面の推奨帯域を満たしていない場合であっても、想定される状態としては、極端に低い帯域幅しか確保できていない場合を除き、授業の中で通信が遅くなるタイミングがあるというものであり、授業が成り立たない程度までデータの遅延が継続する状態は必ずしも生じない。なお、個別の学校に着目すると、ベストエフォート型の契約等に起因し、測定のタイミングによって計測結果に変動がある(上記の表のような多数の学校の全体的な傾向は、個別の学校の測定値のように変動しないと考えられる)。このため、各学校においては、より精緻に速度測定を行った上で課題把握と改善策の検討を行うことが推奨される。

光回線のないエリアではケーブルテレビや離島のマイクロファイバーで対応している学校もあり、推奨品質とは乖離がある状況です。また光回線でも数百人規模の学校では当面の推奨帯域※(約700M以上)を確保できていない状況です。

地域事業者からは、光ファイバ整備後の維持への支援がなく、10年前に支援を受けて整備された回線の増設で悩んでいる話も聞いております。ユニバーサルサービスにおいては基本3要件を満たした上で、各産業・社会の要請に応える品質の提供が重要と考えます。

海外の事例では、後発ではあるが2019年から学校インターネットの高速化を始めたウズベキスタンにおいて、既に2023年には一通りの高速インターネットが学校に接続されており、砂漠の真ん中でも高速なインターネットが利用可能とのこと。また、そこを中心としてインターネットが地域の生活に活用できるよう環境が整備されている模様。

NTT法の維持は今後とも不可欠

今回の論点整理の議論では、**特別な資産を保有するNTT殿が果たすべき特別な責務、日本全国における適切かつ公平な提供というNTT法の趣旨を**ベースに関係者での議論が行われたと理解しております。

今後も様々な環境変化により、これまで議論していない新たな論点が顕在化する可能もあるかと思いますが、そうした際にも特別な資産を有するNTT殿の果たすべき使命・重要性を共通認識として、公正な競争環境が阻害されないよう、社会課題の解決が議論されることが必要です。

JAIPA会員も多数賛同している181者による意見表明の通り、NTT法の廃止には反対します。

